5. 建物状況調査の結果の概要 (既存の建物のとき)

※空欄は該当事項なし。 貸主欄は、貸主が複数のときはその代表者を表示しています。

建物状況調査の実施の有無

調査結果の概要

宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次の通り説明します。	この内容は重要ですから、十分理解されるようお原	頂いします。				備考
商 母 株式会社アービック 商	号	商	뭉	商	뮹	各種証明書類等し込み頂きまった。
代表者の氏名代表取締役 加藤 泰寛 代表	長者の氏名	代表者	の氏名	代表	者の氏名	し込み頂きまっります。 口座振替手数料
千葉県市川市市川南1丁目9番23号 株式会社アービック 主たる事株式会社アービック本八幡南口店 主た 千葉県市川市南八幡4丁目6番2号	- る事務所	主たる	事 務 所	主た	る事務所	ー なます。 りますはれきまででいる。 信のとが貸保でいる。 賃貸中でいる。 賃貸中でいる。 賃貸中では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
. 店長 蛭川 修太郎					~ '%	本貸室は、リロによる保険の
名 許 証 釆 号周士欢通七百(5) 版 6015号 () 名 1	许 証 番 号		E 番 号	免 許		- による床膜の1
免許年月日 令和2年5月23日 免請 期 する名 東京都知事第2460/8号 取引士氏名 登録番号	<u>許年月日</u> 明 する 引士氏名 録 番号	免許年 説明 取引量	E 月 日 する E 氏 名 番 号	<u>免</u> 許 説 明 取 引 登 録	年月日 する 士氏名 番号	
業 事 務 パ	務 事 す る 所	業 務 事 務	き す る 所	業従事	務 に す る 務 所	
取 5	引 態 様 (1) 宅地建物取引業保証協会の社員でない場合 禁保証金の供 所及び所在地	# 営業保	態 様 宅地建物取引業保証協会の社員でな 証金の供 び所在地	供営業	態 様) 宅地建物取引業保証協会の社員でない場合 養保証金の供 所及び所在地	
	(2) 宅地建物取引業保証協会の社員の場合		宅地建物取引業保証協会の社員の場	合	が及びが任地 2) 宅地建物取引業保証協会の社員の場合	
名 称(社) 全国宅地建物取引業保証協会 等に	名 称	等に	名 称	等に	名 称	
	E地建物取引業 民 証 協 会 所 在 地	関 宅地建す保 証	物取引業 所 在 地	関宅地す保	也建物取引業 証 協 会 所 在 地	
事務所の千葉県宅地建物取引美協士説	事務所の 所 在 地	説	事務所の 所 在 地	る 説	事務所の 所 在 地	
开済業務保証金を供託した 由方は数日	↑済業務保証金を供託した は託所及びその所在地		務保証金を供託した 万及 びその所在 地		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
件の表示 東京都千代田区九段南1丁目1番			7. 造成宅地防災区域に指定されてい		14. 契約の解除に関する事項	
建物名称レガーメ	所 在 地 千葉県市川市鬼高1-13-6		怎		裏面に記載	
物 牛 室 番 号 201 間取 2 L D K	名 称 大和リビング株式会社		8. 土砂災害警戒区域に指定されてい		15. 損害賠償の予定又は違約金に関する事項	
7) + +	住 所 東京教新宏区而新宏6丁目11系3号		9. 津波災害警戒区域に指定されている。	いるか否か	裏面に記載	
表 類 アパート 専作 65.27㎡ 構 造 軽量鉄骨造 地上3階建	」 管	-335-3800	※上記7,8,9は現在の指定状況です	0	16. 支払金又は預り金の保全措置の概要 講ずるかどうか 講じない	
タ 新士和リビング性学会社 専門東支店	社 (+ 新 千葉県市川市八幡I-15-22エターナ)		10. 水防法の規定により市町村の長 図面(水害ハザードマップ)上	が近氏する	措置の概要	
〔 []	「			有	17. 契約期間及び更新に関する事項	
住 所 千葉県船橋市葛飾町2-340フロントンビル 6 F	管理業者 登録番号 国土交通大臣(2)第4656号			É	2024年7月21日 より 2026年7月20日 2年	
登記簿に記載された事項	所有権以外の権利に関	上7 声话	水害ハザード マップ上の		一般借家契約 本契約は更新拒絶又は条件変更の通知がない限り自動的に更新されます。	
所有権に関する事項(甲区欄) 所有権に係	系る権利に関する事項 (乙区欄)	りの争供	物件の所在地		18. 用途その他の利用の制限に関する事項	
所有者 山野 幸夫	根抵当権の設定有:株式会	会社京葉銀	※図面の内容は変更されることが 11. 石綿使用調査の内容		用途制限 居住用以外に使用してはならない。 利用制限 裏面に記載	
主 所 市川市鬼高1-13-6	行	■→	石綿使用調査結果の記録の有無 石綿使用調査 の 内 容	無	19. 区分所有建物の場合における 専有部分の制限に関する規約等	宅地建物取引 あり、重要事項 事項について診
都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限及びその概 所住宅市街地開発法 第32条第1項 該当な 所都市基盤整備法 第51条第1項 該当な 航通業務市街地の整備に関する法律 第38条第1項 該当な	台所有 洗面台有 沿室有 トイレ有 給湯有		12. 耐震診断の内容 耐震診断の有無 耐震診断 関 説明対象外 (昭和56 の 内 容 後着工物件)		20. 契約終了時に精算する金銭に関する事項 裏面に記載	また、契約成 介手数料を支払
飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況	駐輪場、オートロック、室内洗濯機置き場、し、宅配ボックス、温水洗浄暖房便座、シス	テムキッチ	13. 借賃及び借賃以外に授受される	金銭の額等	21. 管理の委託先	
利用可能施設 整備状況 備考 日本 公営 整備済 0570-00-1245	ン、浴室換気乾燥機、防犯合わせガラス、クト、ウォークインクロゼット、シューズボッ	クス:	賃料 共益費	5,500円	41. 自座の安託万	一 仲介手数制 (税込)
整備済 小売電気事業者選択が可能 ブス 都市ガス	── ターネット対応: D. U-NET、インターホ		礼金 D-roomCard++料金	290,000円 16,500円	* ₈ 8	西暦 年
非水公共下水 整備済	ニタ付インターホン		ICロック電池(初回)	持新賃料の1ヶ月分 2,750円		住所広島県加
4. 建物建築の工事完了時における形状、構造等(未完成物件のと 完成物件につき説明対象外	き)		ルームクリーニングが料金	78,870円		上所 広島県加工ツテ1

※媒介報酬は説明受領欄に記載

備考

等が必要な場合、当社に直接お申 す。その際の書類発行は有料とな 料等の送金費用は、入居者負担と 対して少なくとも1か月前に解約 うことにより本契約を解約するこ と保証委託契約を締結し、契約期 の期間を含む)は継続して頂きま ビング補償制度の適用(管理会社 付保)があります。

日士から宅地建物取引士証の提示が 頁説明書の交付を受け、以上の重要 的を受けました。

は立時には媒介報酬として下記の仲 ムうことを承諾しました。

仲介手数料	79 750	
(梲 込)	(1) (- 0	円
	994 B	

月 日

広島市南区東雲本町3-8-10シュ

氏名

22. 借地権設定の有無

存続期間

設定の有無 無 内容

印

重要事項説明書記載事項についての説明 (建物賃貸借用)

- 1. 登記簿に記載された事項について(所有権にかかる権利に関する事項・所有権以外に関する事項) 既に抵当権、根抵当権、差押等の登記がされている場合、これらの実行により物件の表示欄に記載の物件(以下「本物件」といいます。)が競売されたときは、賃貸借契約は終 了しますが新たな所有者が買い受けたときから6ヶ月間は明け渡しの猶予が認められます。ただし、競売開始決定の登記がされている場合、新たな所有者が買い受けたときに賃 賃借契約は終了しますので建物から退去しなければなりません。また、これらの場合には、預け入れた敷金について新たな所有者に返還請求することはできません。

- 2. 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限について
 1) 新住宅市街地開発法第32条1項が該当するとき
 事業地の工事完了の公告の日の翌日から起算して10年間は、造成宅地等である宅地の上に建築された建築物に関する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は
 移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。
 2) 新都市基盤整備法第51条1項が該当するとき
 換地処分の公告の日の翌日から起算して10年間は、開発誘導地区内の土地(工業団地造成事業を施行すべき土地を除きます。)の上に建築された建築物に関する賃借権その他の
 使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。
 3) 流通業務市街地整備法第38条1項が該当するとき
 事業地の工事完了の公告の日の翌日から起算して10年間は、造成敷地等である敷地の上に建設された流通業務施設又は公益的施設に関する賃借権その他の使用及び収益を目的
 とする権利の設定又は移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。

- 14. 契約解除に関する事項 1) 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、 賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を解除することができます。 (1) 賃料等支払義務 (2) 修繕費用負担義務 2) 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができま

- ③本建物の増改築、模様替えその他の本建物の現状を変更すること。
 ④連帯保証人を変更すること。
 ⑤本契約書頭書に記載する入居者に新たな入居者を追加(出生を除く。)
 欠は変更すること。
 ⑥情主は、本物件の使用に当たり、以下に掲げる行為を行う場合には、貸主に通知しなければいけません。
 ①情主の数路先、電話番号若しくはメールアドレスに変動があったとき又は入居後電話を設置するとき。
 ②1ヶ月以上不在になる又は現に不在であるとき。
 ③情主又は連帯保証人が任政には氏名(借主又は連帯保証人が法人の場合、商身又は所在地に変更があったとき。
 ④連帯保証人が死亡したとき。
 ⑤借生又は連帯保証人が、制限行為能力者となったとき又は銀行取引停止、破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続(以下総称して「破産等手続」といいます。)
 開始の申立その他質力が不充分となったとき。
 ⑥出生により入居者を被要すると表します。
 ②まず中央外に影響を及ぼす事項又は貸主が指定する事項に設当するとき。
 ③するとも、
 ②する中心・本契約に影響を及ぼす事項又は貸主が指定する事項に設当するとき。
 ③する他本契約書に規定する借生の義務
 ③貸主は、法人である借主について破産等手続開始の申立があったときは、何等の僅告を要せず直ちに本契約を解除することができます。
 4)貸主、借主いずれか一方が、次に掲げる各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何ちの僅告も要せずして、本契約を解除することができます。
 (1) 貸主及び借主がそれ相手方に対して確約する次の各号の事項に反する事実が判明したとき。
 ①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準する者といいます。)が反社会的勢力、といいます。)ではないこと。借主については、入居者も反社会的勢力ではないこと。
 ④自らの役員(集務を執行する役員、取締後、執行役又はこれらに準する者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと。
 ③反社会的勢力ではないこと。
 番主については、入居者も次の行為をしないこと。
 ⑤反社会の勢力ではないこと。
 ・ 不果利のを解析する最終によりを解析するものではないこと。
 ⑤反社会の勢力でする役員が反社会的勢力にはといこと。付ますないこと。
 ②対緒結核に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
 ②対緒結婚に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
 ②自治の承報を有用して、表現的を解析することができます。
 (1) 借主は、貸主の承額の有無にかかわらず、本建物の全部又は本との参りの事務所でるとは不必要によるとい、又は成めを行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができます。
 (1) 借主は、貸主の承額の有無にかかわらず、本建物の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、若しくは転貸し、又は使用させてはいけません。
 (2) 本物件を反社会的勢力の事務所での他の活動の拠点に供すること。

- こと。
 (4) 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は本物件に反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
 6) 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借をした目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。
 7) 貸主は、正当な事由があるときは、借主に対して少なくとも6ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
 8) (1) 借主は、貸主に対して申し入れ日の翌日から起算して少なくとも1ヶ月後を解約日とする解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
 (2) 借主は、前項の規定にかかわらず、解約申入れの日の翌日から起算して1ヶ月分の賃料及び共益費(本契約解約後の賃料及び共益費相当額を含みます。)を貸主に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができます(契約開始日前の解約についても同様とします。)。
 (3) 第1項及び第2項の解約の申入れは、貸主若しくは貸主の代理人が指定するウェブサイトその他のインターネットを用いたサービス又は貸主指定の解約通知書をもって行うものと、ます
- 15. 損害賠償の予定又は違約金に関する事項 借主は、賃料、共益費、敷金、契約終了後の使用損害金等その他本契約上の金銭債務の一部でも支払いを遅延したときは、借主は遅延した日から完済した日までの日数に応じ、 年利14.6%の割合(1年を365日とした日割り計算)による遅延損害金を付して、賃主に支払うものとします。
- 18. 用途その他の利用の制限における利用制限に関する事項
- 14.2)(4)、(5)及び5)の記載に反してはいけません
- 20. 契約終了時に精算する金銭に関する事項
-) 条約於「時に相弄する並怒に関する予明 貸主は、本物件の明護しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で借主に返還しなければいけません。ただし、貸主は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復 に要する費用の未払いその他本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができます。その際、貸主は、敷金から差し引く 債務の額の内訳を借主に明示しなければいけません。
- 借地権設定の有無について

- 22. 借地権設定の有無について
 1) 普通借地権が設定されているとき
 本物件の敷地には普通借地権が設定されており、借地権設定契約の終了時に借地権者が本物件の買取を請求したときは、借地権設定者が賃貸借契約を承継することになります。
 ただし、当該買取請求がされなかったときは、賃貸借契約は終了しますので建物から退去しなければなりません。
 2) 一般定期借地権が設定されているとき
 本物件の敷地には借地借家法第22条による定期借地権が設定されており、本物件は借地権設定契約の終了時に取り壊しが予定されています。この場合、賃貸借契約は終了しま
 すので建物から退去しなければなりません。
 3) 建物譲渡特約付借地権が設定されているとき
 本物件の敷地には借地借家法第24条による建物譲渡特約付借地権が設定されており、本物件は借地権設定契約の終了時に借地権設定者への譲渡が予定されています。
 この場合、
 建物譲渡の仮登記等がされているとき
 本物件の敷地には借地借家法第24条による建物譲渡特約付借地権が設定されており、本物件は借地権設定契約の終了時に借地権設定者への譲渡が予定されています。この場合、
 建物譲渡の仮登記等がされていないときは借地権設定者が賃貸借契約を承継することになります。また、既に仮登記等がされているときは、賃貸借契約は終了しますが、請求をし
 たときは借地権設定者との間で新たに期間の定めのない賃貸借契約を承継することになります。また、既に仮登記等がされているときは、賃貸借契約は終了しますが、請求をし
 たときは借地権設定者との間で新たに期間の定めのない賃貸借がされたものとみなされます(ただし、借地権設定者と定期建物賃貸借契約による旨の合意をしたときはその定めに従
 うことになります)。なお、既に仮登記等がされているときは、預け入れた敷金はいったん精算されます。

特約·特記事項 (建物賃貸借用)

補償の対象となりません。

本契約の特約特記事項は次のとおりです。(甲=貸主、乙=借主) 乙の希望により、各種証明書類の発行・事務手続き等が必要なときは、有料にて甲又は管理会社が交付・事務手続きを行うものとする。 本貨室の鍵はすべて乙にお渡しします。甲及び管理会社は本貸室の管理キーを保管しないため、 附属の鍵、錠前の維持管理は乙の責任で行い、甲及び管理会社は乙からの開錠要請には 応じられません。乙の不注意により開錠が必要な場合(電池切れ等も含む)には提携鍵業者にて 有料で対応します。

乙が退去した際には乙の費用により甲指定の専門業者によるルームクリーニングを実施するものとし 乙は、入居時に当該ルームクリーニングの費用金78,870円を甲に預け入れるもの

こは、結露を予防するために室内換気を十分に行うものとし、乙の室内換気が不十分であったり乙が 24時間換気システムのスイッチを切るなどの過失がある場合は、乙は結露による損害を賠償するもの とする。なお、結露により乙所有の衣類・家具その他が汚損又は使用できなくなっても、甲は賠償の 責を負わないものとする。

こは、賃貸借契約期間中、乙又は入居者の負担により借家人賠償責任特約付保険に加入しなければな

乙は、賃貸借契約期間中、乙又は入居者の負担により借家人賠償責任特約付保険に加入しなければならない。ただし、乙が大和リビング株式会社指定の機関保証(管理会社がリビング補償制度 a 又は指定の補償制度を付保する商品に限る)に加入している間は、管理会社が入居者を被保険者とする借家人賠償責任補償付火災保険(地震保険なし)を付保するものとする。乙は、別途甲の指定する賃貸保証会社と保証委託契約を締結し、契約期間中(更新後の期間を含む)は継続することとする。乙が本特約に定める保証委託契約を継続しなかったときは、甲は何等の催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとする。建物設備としてインターネット接続サービスが附帯している場合、そのインターネット接続サービスは成るトエフォート方式にて提供されており、その速度・可用性は一切保証するものではありません。またインターネット接続サービスは開通工事完了後に提供されるものとし、賃貸借契約時に開通工事が完了していない場合があります。インターネット接続については使用できない等に対して返金等補償の対象となりません。

様式 LBBB170B